明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令
（**厚生労働**一二三）　一
○農産物検査法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四四）　四
〔告　示〕
○農産物検査法施行規則の規定に基づき標準抽出方法を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一二一九）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
東日本高速道路株式会社都市計画道路事業、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三六
地方公共団体
公示送達関係　三六
会社その他
会社決算公告　三六

省令

○厚生労働省令第百二十三号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の二第二項第一号、第三十三条第三号及び第五号並びに第五十条並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十四条第一項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月二十日

厚生労働大臣　田村　憲久